

## ふじみ野市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱（案）

### （趣旨）

第1条 この要綱は、一人ひとりが互いの人権を尊重し、多様性を認め合い、支え合いながら、誰もが自分らしく生き生きと暮らせる社会の実現を目指すため、パートナーシップの宣誓の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

### （定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) パートナーシップ 双方又はいずれか一方が性的志向又は性自認に係る性的少数者である2人が、互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを約束した関係をいう。

(2) 宣誓 パートナーシップにある2人が、市長に対し双方が互いのパートナーであることを誓うことをいう。

### （宣誓の対象者）

第3条 宣誓をすることができる者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

(1) 双方又はいずれか一方が性的志向又は性自認に係る性的少数者であること。

(2) 双方が成年に達した者であること。

(3) 住所について次のいずれかに該当すること。

ア 双方が市内に住所を有していること。

イ 一方が市内に住所を有し、かつ、他の一方が市内への転入を予定していること。

ウ 双方が市内への転入を予定していること。

(4) 双方に配偶者（事実上の婚姻関係にある者を含む。）がないこと。

(5) 他の者と宣誓をしていないこと。

(6) 宣誓をする者同士が、近親者（直系血族、三親等内の傍系血族又は直系姻族をいう。）でないこと。ただし、宣誓をしようとする者同士が養子縁組をしている場合を除く。

### （宣誓の方法）

第4条 宣誓をしようとする者は、市職員の面前においてパートナーシップ宣誓書（様式第1号。以下「宣誓書」という。）を自ら記入し、市長に提出するものとする。

2 宣誓書には、宣誓する者の次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 住民票の写し（3月以内に発行されたものに限る。）

(2) 婚姻をしていないことを証明する書類（3月以内に発行されたものに限る。）

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 宣誓をしようとする者は、宣誓をする日時等について7日前までに市と調整

するものとする。

4 市長は、第1項の規定による宣誓書の受領時に、宣誓をしようとする者に次の各号のいずれかを提示させることにより、本人確認を行うものとする。

(1) 個人番号カード（マイナンバーカード）

(2) 旅券（パスポート）

(3) 運転免許証

(4) 前3号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証、登録証明書等であって宣誓をしようとする者本人の顔写真が貼付されたもの

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める書類

（通称の使用）

第5条 宣誓をしようとする者は、市長が特に必要があると認める場合は、宣誓書において、氏名と併せて通称（氏名以外の呼称であって、社会生活上通用していると認められるものをいう。）を使用することができる。

2 前項の規定により通称の使用を希望する者は、当該通称を社会生活上使用していることが客観的に明らかとなる資料を提示するものとする。

（受領証等の交付）

第6条 市長は、第4条第1項に規定する宣誓書が提出された場合は、その要件を審査し、適当と認めるときは、当該宣誓をした者に対し、パートナーシップ宣誓受領証（様式第2号）及びパートナーシップ宣誓受領カード（様式第3号。以下これらを「受領証等」という。）に宣誓書の写しを添えて交付するものとする。この場合において、宣誓をした者が、第3条第3号イ又はウに該当するときは、受領証等に代えて、パートナーシップ宣誓受付票（様式第4号。以下「受付票」という。）を交付するものとする。

2 市長は、前項後段の規定により受付票の交付を受けた者（以下「被受付者」という。）が第3条第3号アに該当することとなり、第8条に規定する届出があったときは、受領証等を交付するものとする。ただし、市長が定める期間を経過した場合はこの限りでない。

（受領証等の再交付）

第7条 受領証等の交付を受けた者（以下「宣誓者」という。）は、当該受領証等の紛失、損傷等の事情により受領証等の再交付を希望するときは、パートナーシップ宣誓受領証等再交付申請書（様式第5号）を市長に提出するものとする。

2 第4条第4項の規定は、再交付を申請する者に係る本人確認について準用する。

3 第1項の申請があったときは、市長は受領証等を再交付するものとする。

（宣誓事項の変更）

第8条 宣誓者及び被受付者は、宣誓書に記載した事項に変更があった場合（次条各号に掲げる場合を除く。）は、パートナーシップ宣誓事項変更届（様式第

6号)に市長が必要と認める書類を添えて、市長に届け出なければならない。  
(受領証等の返還)

第9条 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ宣誓受領証等返還届(様式第7号)に受領証等を添えて、市長に届け出なければならない。

- (1) パートナーシップを解消したとき。
- (2) 一方が死亡したとき。
- (3) 第3条に規定する要件を満たさなくなったとき。

(受領証等の無効)

第10条 市長は、宣誓者が偽りその他不正な方法により受領証等の交付を受けたことが判明したとき、又は受領証等を不正に使用したことが判明したときは、宣誓者に対して交付した受領証等の返還を求めるものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、無効とした受領証等の交付番号(受領証ごとに付与された番号をいう。)を公表することができる。

(市民及び事業者への周知)

第11条 市長は、受領証等の趣旨が十分に理解され、社会活動の中で公平かつ適切な対応が行われるよう、市民及び事業者への周知及び啓発に努めるものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年7月1日から施行する。

様式第 1 号（第 4 条関係）

パートナーシップ宣誓書

ふじみ野市長 宛て

私たちは、ふじみ野市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱に基づき、互いをその人生のパートナーとすることを宣誓します。

年 月 日

	宣誓者	宣誓者
フリガナ		
氏 名		
フリガナ		
通 称		
生年月日		
住 所		

連絡先	電話番号 ( )
	自宅・携帯・連絡先 〈                      〉

パートナーシップ関係に係る確認書

私たちは、ふじみ野市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱に基づく「パートナーシップの宣誓」をするに当たって、次の確認事項の内容が事実と相違ないことを確認し、同要綱の規定を順守します。

年 月 日

氏名 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

確認事項（該当項目に「✓」を付してください。）	
<p>〈関係性〉 互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを約束した、双方又はいずれか一方が性的志向や性自認に係る性的少数者の2人の者であること。（要綱第2条第1号）</p>	<input type="checkbox"/>
<p>〈年齢〉 宣誓当日において、双方が成年に達していること。（要綱第3条第2号）</p>	<input type="checkbox"/>
<p>〈住所〉 次のいずれかに該当すること。（要綱第3条第3号）</p>	<input type="checkbox"/>
<p>双方が市内に住所を有していること。</p>	<input type="checkbox"/>
<p>一方が市内に住所を有し、かつ、他の一方が市内への転入を予定している。</p> <p>転入予定者： _____ 転入予定日（ _____ 年 _____ 月 _____ 日）</p>	<input type="checkbox"/>
<p>双方が市内への転入を予定している。</p> <p>転入予定者： _____ 転入予定日（ _____ 年 _____ 月 _____ 日）</p> <p>転入予定者： _____ 転入予定日（ _____ 年 _____ 月 _____ 日）</p>	<input type="checkbox"/>
<p>〈配偶者等の有無〉 双方に配偶者（事実上の婚姻関係にある者を含む。）がないこと及び他の者と宣誓をしていないこと。（要綱第3条第4号及び第5号）</p>	<input type="checkbox"/>
<p>〈近親者でないこと〉 双方が、近親者（直系血族、三親等内の傍系血族又は直系姻族をいう。）でないこと。ただし、宣誓をしようとする者同士がパートナーシップ関係の養子縁組を除く。（要綱第3条第6号）</p>	<input type="checkbox"/>
注意事項（内容をご理解いただいたら「✓」を付してください。）	
<p>〈宣誓書等の無効〉 偽りその他不正な方法により受領証等の交付を受けたことが判明したとき、又は受領証等を不正に使用したことが判明したときは、宣誓書等を無効とし、受領証等を返還しなければならないこと。（要綱第10条）</p>	<input type="checkbox"/>

様式第2号（第6条関係）

第 号

パートナーシップ宣誓受領証

様

様

お二人が、ふじみ野市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱の規定に基づき、パートナーシップの宣誓をされたことを証します。

宣誓日 年 月 日

発行日 年 月 日

ふじみ野市長



様式第3号（第6条関係）

（表面）

パートナーシップ宣誓受領カード	
ふじみ野市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱の規定に基づき、パートナーシップの宣誓をされたことを証します。	
_____ 第 号	_____ 年 月 日
様	様
ふじみ野市長	
印	

（裏面）

<p>この受領カードは、お二人が互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを宣誓したことをふじみ野市が証するものです。 この受領カードの提示を受けた方は、上記の趣旨を十分にご理解くださいますようお願いいたします。 また、この制度を利用する方の性のあり方（性的指向・性自認）や、本制度を利用していることについては、本人の同意なく口外しないでください。</p>	
戸籍上の氏名 *通称使用の場合	
_____ 様	_____ 様
特記事項	

様式第4号（第6条関係）

パートナーシップ宣誓受付票

次のとおりふじみ野市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱第4条第1項に規定する宣誓を受け付けました。

受付年月日	年	月	日
-------	---	---	---

(宣誓者) 氏 名 \_\_\_\_\_ (戸籍上の氏名 \_\_\_\_\_ )  
住 所 \_\_\_\_\_  
生年月日 \_\_\_\_\_

(宣誓者) 氏 名 \_\_\_\_\_ (戸籍上の氏名 \_\_\_\_\_ )  
住 所 \_\_\_\_\_  
生年月日 \_\_\_\_\_

受付印



ふじみ野市に転入された場合には、パートナーシップ宣誓事項変更届（様式第6号）に住民票の写しを添えて、期限までに提出してください。

提出期限 (受付票の有効期限)	年 月 日
提出先	

■この受付票の提示を受けた方へ

この受付票は、お二人が互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことをふじみ野市に宣誓され、双方又は一方が市外に居住していて、ふじみ野市への転入を予定している場合に交付しているものです。

この受付票の提示を受けた方は、上記の趣旨を十分にご理解くださいますようお願いいたします。

また、この制度を利用する方の性のあり方（性的指向・性自認）や、本制度を利用していることについては、本人の同意なく口外しないでください。

様式第5号（第7条関係）

パートナーシップ宣誓受領証等再交付申請書

年 月 日

ふじみ野市長 宛て

住 所  
宣誓者 名 前  
電話番号

ふじみ野市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第7条の規定により、パートナーシップ宣誓受領証及びパートナーシップ宣誓受領カードの再交付を申請します。

記

- 1 再交付の希望理由（いずれかに○をしてください。）
  - (1) 紛失
  - (2) 毀損
  - (3) その他（ ）
  
- 2 再交付を希望するもの（いずれかに○をしてください。）
  - (1) 宣誓受領証
  - (2) 宣誓受領カード（ 枚）

【市記入欄】

氏名（ ）	個人番号カード・運転免許証・その他（ ）
-------	----------------------

様式第6号（第8条関係）

パートナーシップ宣誓事項変更届

年 月 日

ふじみ野市長 宛て

住 所  
宣誓者 名 前  
電話番号

ふじみ野市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第8条の規定により、以下のとおり変更があったことを届け出ます。

変更事項

	変更前	変更後
フリガナ		
氏 名		
フリガナ		
通 称		
住 所		

【市記入欄】

氏名（ ）	個人番号カード・運転免許証・その他（ ）
-------	----------------------

様式第7号（第9条関係）

パートナーシップ宣誓受領証等返還届

年 月 日

ふじみ野市長 宛て

住 所  
申請者 名 前  
電話番号

ふじみ野市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第9条の規定により、パートナーシップ宣誓受領証及びパートナーシップ宣誓受領カードを返還します。

記

返還の理由（いずれかに○をしてください。）

- (1) パートナーシップの解消
- (2) パートナーの死亡
- (3) 要綱第3条に掲げる要件に該当しなくなったため。

【市記入欄】

氏名（                    ）	個人番号カード・運転免許証・その他（                    ）
宣誓受領証（        枚）、宣誓受領カード（        枚）	